

法人市民税税率表

山口市

1. 法人税割

平成26年9月30日までに開始した事業年度	14.7%
平成26年10月1日以後に開始した事業年度	12.1%
令和元年10月1日以後に開始した事業年度	8.4%

2. 均等割

資本金等の額	従業者数の合計 50人超	従業者数の合計 50人以下
50億円超	3,000,000円	-
10億円超～50億円以下	1,750,000円	-
10億円超	-	410,000円
1億円超～10億円以下	400,000円	160,000円
1千万円超～1億円以下	150,000円	130,000円
1千万円以下	120,000円	50,000円
その他	50,000円	50,000円

均等割額 = 上記の税率 × 事務所等を有していた月数 ÷ 12
(100円未満切り捨て)

・資本金等の額：法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条17号の2に規定する連結個別資本金等の額

※平成27年度税制改正により、平成27年4月1日以降に開始する事業年度においては、資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額とします。

・従業者数の合計：山口市に有する事務所等または寮等の従業者数の合計数

・事務所を有していた月数：暦に従って計算し、1月に満たない場合は1月に切り上げ、2カ月と20日のように1カ月を超える場合は端数を切り捨てる。